「民間紛争解決業務の認証制度」(仮称)の導入等に関する主要な論点

1.ADR法制の骨格

- (1)法制整備に至らない可能性が大であるとしても、基本理念規定のみで十分とする考 え方
- (2)法制整備の意義は、認証制度の導入も視野に、利用者利便の向上を図るための法的 措置を規定することにあるとする考え方

2. 認証制度の必要性

- (1)一般国民に民間ADRを選択する目安を提供
- (2) ADRの実効性を確保(法的効果等の付与)

3.認証制度の性格

- (1)認証を受けるか否かはADRを行う者の任意とし、認証を受けなくとも、従来どお りの業務を行うことは可能な仕組みとする考え方
- (2)認証を受けなければADRの業務を行うことはできない仕組みとする考え方
- 4.公正・適確なADRであることの要素
 - (1) 主宰者の能力のみで判断すればよいとする考え方
 - (2)主宰者の能力、手続面や組織面(ADR業務の提供基盤)の公正・適確性を合わせて判断する必要があるとする考え方
- 5.公正・適確なADRであることを制度的に担保する方法
 - (1)「認証の要件」として認証審査の段階で担保
 - (2)「認証を受けた者の義務」として業務遂行の段階で担保
 - (3)(1)の適合性や(2)の遵守状況の継続的な監督
- 6. 認証の要件として考えられる事項
 - (1)不適格事由が存在しないこと
 - (2)公正・適確にADR業務を行う能力及び経理的基礎を有すること
 - (3)公正・適確なADR業務の実施に必要な手続準則が存すること
 - (4)その他

- 7. 認証を受けた者の義務として考えられる事項
 - (1) ADR業務の実施に関する事項の公表(情報開示)
 - (2)利用者に対する手続の内容の説明
 - (3) 手続準則(6(3)) の遵守
 - (4)暴力団員等の使用の禁止
 - (5)業務上の秘密の保持
 - (6)利用者等からの苦情の適切な処理
 - (7)その他
- 8. 認証後の監督の内容
 - (1)認証を受けた者による帳簿書類の作成保存や事業報告書の提出
 - (2)認証主体による報告徴収や検査
 - (3)認証主体による業務改善命令や認証の取消し
- 9. 認証を受けることによる法律上の効果として考えられる事項
 - (1)認証を受けている旨の表示権限
 - (2)弁護士以外の者によるADR手続の主宰(弁護士法第72条との関係)
 - ア 公正・適確な業務遂行を確保するため、認証の要件(6)や認証を受けた者の 義務(7)に関し、一定の措置を構ずるものとする考え方
 - イ その他の考え方
 - (3)訴訟手続との連携(仲裁の場合を除く。)
 - ア 手続の申立てによる時効の中断
 - (ア)個別労働紛争解決促進法タイプによるものとする考え方
 - (イ)その他の考え方
 - イ 訴訟手続の中止
 - (ア) 当事者間の合意を前提に、受訴裁判所の裁量的判断によるものとする考え方
 - (イ)その他の考え方
 - ウ 調停前置の例外化
 - (ア)受訴裁判所の裁量的判断によるものとする考え方
 - (イ)原則として、調停前置の原則を適用しないものとする考え方

- 10. 認証業務に係るADRで成立した和解の執行力
 - (1)要件・手続のいかんにかかわらず、執行力を付与すべきでないとする考え方
 - (2)認証を受けたADRの手続で和解が成立したものであることのほか、付加的・加重 的な要件・手続を設定した上で、執行力を付与すべきとする考え方

11. 認証主体

- (1)主務大臣
 - ア 認証の要件(6)との関係
 - イ 認証の効果等(9、10)との関係
 - ウ 認証を受ける者に対する他の制度(公益法人制度など)の下での監督との関係
- (2)認証の手続や認証の取消しの手続における第三者機関の関与
- (注)民間の紛争解決手続について、認証制度と合わせ、基本理念や国等の責務などを規 定することについても検討する。